

福島県感染症対策連携協議会 設置要綱

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条の2の規定に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の策定や推進のため、福島県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- (2) 福島県感染症予防計画の策定及び取組状況に関する事項
- (3) 福島県新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び取組状況に関する事項
- (4) 関係機関間の連携協力体制及び情報共有に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会を構成する委員は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の委員は、30名以内とする。
- 3 協議会に会長を置く。
- 4 会長は委員の互選により決定し、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 協議会の下に、部会を設置することができるものとし、その組織、運営その他必要な事項は別に定める。

(会議)

第4条 協議会の会議は、保健福祉部次長（健康衛生担当）が招集する。

- 2 会議は、会長が主宰する。
- 3 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議で議決すべき事項があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。
- 6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 7 代理者は、委員と同一の機関等に属する者で委員が指名する者とする。
- 8 第6項の代理者は、委員とみなす。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉部感染症対策課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年6月13日から施行する。

この要綱は令和6年10月31日から施行する。

別表

以下の団体、機関に属する者のうち、知事が委嘱した者

- 1 福島県医師会
- 2 福島県歯科医師会
- 3 福島県薬剤師会
- 4 福島県看護協会
- 5 福島県病院協会
- 6 感染症指定医療機関
- 7 学識経験者
- 8 福島県消防長会
- 9 福島県社会福祉協議会
- 10 福島県獣医師会
- 11 福島県市長会
- 12 福島県町村会
- 13 福島県商工会連合会
- 14 日本労働組合総連合会福島県連合会
- 15 福島県小学校長会
- 16 福島県弁護士会
- 17 福島県婦人団体連合会
- 18 仙台検疫所
- 19 県保健所
- 20 中核市保健所
- 21 衛生研究所